

1 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	
ア 技能五輪全国大会の予選の実施	<p>若年者の技能レベル向上の一助となる技能五輪全国大会への参加を促すため、予選を実施する。</p> <p>予選は、県の技能五輪選手団を構成している職業能力開発協会と共同実施とし、実施職種の関係団体や教育機関等に働きかけて選手募集を行う。</p> <p>なお、参加者からは参加手数料を徴収する。</p> <p>〈大会参加費〉 1人:9,200円</p> <p>〈予選予定職種等〉 競技職種:西洋料理、日本料理等2職種程度 参加者数:計20人</p>
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	<p>技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会へ参加する、中小企業や学校等の選手及び指導者に対して、参加旅費及び工具等運搬費の支援を行う。</p> <p>〈技能五輪全国大会〉 選手・指導者 30人程度 運搬費 2件程度</p> <p>〈若年者ものづくり競技大会〉 選手・指導者 20名程度 運搬費 2件程度</p>
(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	
	<p>青少年の技能労働職への入職促進のため、令和4年度の卓越した技能者表彰の被表彰者の技能を、中央技能振興センターのサイトで公開する。そのコンテンツ作成支援を行うため、センターの編集方針に沿って被表彰者への取材を行い、結果を提出する。</p>
(3) 「地域発！いいもの」応援及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応	
ア 「地域発！いいもの」応援事業の実施	<p>令和3年まで実施していた、「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業について、令和5年度は新規認定を行わないことをホームページへの掲載等により周知させる。</p> <p>また、認定を受けた事業者から変更・廃止等の相談があった際は、センターへ問い合わせるよう案内する。</p>
イ グッドスキルマーク事業の実施	同上

2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務	
(1) ものづくりマイスターの開拓	<p>ものづくりマイスター制度の周知と申請促進のため、企業や業界団体を訪問し、情報収集や協力依頼を行う。</p> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対し、引き続き活動の意思があるか否かを確認し、ない場合は登録解除を促し登録解除の手続きを行う。</p> <p>新規ものづくりマイスターの開拓については、登録解除数の多い職種を重点的に、関連する職種の企業や業界団体、個人に対して働きかけを行う。</p>
(2) ものづくりマイスターへの説明	<p>認定を受けたものづくりマイスターに対しては、指導開始前に派遣事業の内容等について説明を行い、円滑に指導等が進められるようにする。</p>
(3) 申請書類等の取りまとめ	<p>ものづくりマイスターの申請者に対し、申請書記入上の留意点の説明、記入内容の確認を行い、取りまとめたうえで、中央技能振興センターへ提出する。</p>
(4) ものづくりマイスター等に対する研修	<p>認定を受けたものづくりマイスターのうち、指導経験や職業訓練指導員資格が無い者を対象に、指導技法を身につけるための指導技法等講習を実施し、円滑に指導が行えるようにする。</p> <p>なお、過去3年間に一度も活動実績がないものづくりマイスターに対して、最新の指導技法等に係る講習を行う。(テキスト等の情報提供で可)</p> <p style="text-align: center;">ものづくりマイスター指導技法等講習 2回程度実施</p>

3 ものづくりマイスターの活用に係る業務	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	
	<p>若年技能者の人材育成に係る相談・援助については、技能振興コーナーに製造業等で豊富な経験を有した企業の OB である技能向上コーディネーターを配置し、ものづくりマイスターの派遣要請を受けた中小企業・専門高校等に、技能向上コーディネーターが訪問し、要望内容を確認して指導ニーズを把握し、指導職種や指導内容、スケジュール等の調整を行う。</p> <p>さらに技能向上コーディネーターが指導ニーズに合致するものづくりマイスターを選任して、指導依頼元の要望を伝えると共に詳細な打合せをすることにより、効果的な指導が行われるようにする。</p>
(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施	
ア 派遣対象企業等・指導対象者	<p>若年技能者の技能向上等に困難が伴う中小企業や教育訓練機関等に対し、ものづくりマイスターを派遣して指導を行う。</p> <p>派遣対象は次の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中小企業 ② 業界団体 ③ 工業高校等 ④ 公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等 (コーナー自らが派遣計画を立案する) <p>指導対象者は、主に 15 歳から 35 歳未満の若年技能者、又は当該職種の技能が充分でない者とする。ただし、④については、不特定多数の者に対して指導等を行う。</p> <p style="text-align: center;">【目標受講者数】 ①～③ 700 人日 ④ 100 人日</p> <p>①、②については、昨年度派遣実績がない場合を対象として派遣に係る費用負担及び実績とする。</p> <p>③については、専攻科ごとに職種数を問わず年 10 回まで派遣する。</p> <p>④については、公共施設でのものづくり体験を行い、オンラインではものづくりマイスターによる製作実演動画を年間通して WEB 上に公開する。</p>
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信	
ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対するものづくりの魅力発信の実施	<p>サポステからの要請に応じ、積極的に実施の検討を行い、可能な限りものづくりマイスターを派遣して、ものづくり体験等を通して「ものづくりの魅力」を伝え、技能の素晴らしさや魅力を認識してもらうとともに、就労意欲の喚起・向上を伝える。</p>
イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信の実施	<p>小中学校の児童・生徒等を対象に、ものづくりマイスターを派遣し「ものづくりの魅力」を伝え、技能の素晴らしさや魅力を認識してもらうとともに、ものづくりに対する理解を深めてもらい、将来の職業選択の指針を与える。</p> <p>そのために、派遣の実施に当たっては、ものづくりマイスターの技能の素晴らしさが伝わるように、ものづくりについての講話、実演及びものづくり体験を効果的に組合せた内容とする。</p> <p style="text-align: center;">(目標人日：700 人日)</p>

(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信	
ア 熟練技能者等による指導の実施	<p>ものづくりマイスター派遣対象外の職種において、中小企業や専門高校等から実技指導の要請があった場合、指導に熟達した適切な熟練技能者を派遣し、効果的な指導を行う。</p> <p>派遣方法等はものづくりマイスターの派遣に準ずることとする。</p>

4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	
(1) 連携会議の設置	<p>連携会議を設置・運営し、実施計画や事業の進捗状況について検討し、事業の促進、新たな展開などについて意見交換を行う。イベントやものづくりマイスター等の開拓・派遣等についても密接に連携し、県をはじめ各組織におけるPRなどを依頼することにより、事業のより一層の充実を図る。</p> <p>構成は、神奈川県、神奈川県労働局、神奈川県経営者協会、神奈川県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会神奈川県連合会、高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部関東職業能力開発促進センター、神奈川県専修学校各種学校協会、神奈川県技能士会連合会、神奈川県教育委員会、横浜市、川崎市。</p>
(2) 連携会議の開催回数	<p>連携会議は年2回開催する。(5月, 12月)。</p> <p>第1回は前年度の実施結果報告と当年度の実施計画の説明、及び事業の実施にあたっての連携・協力の確認を行う。</p> <p>第2回は当年度の事業実施状況の報告を行う。</p> <p>(連携会議含め、主催する研修・会議は、オンラインによる開催を原則とする)</p>